

ベビーシッターの利用料の一部に 補助がでます！



お子さま1人につき、年間144時間分申請できます！
※多胎児、障害児、ひとり親は、お子さま1人当たり年間288時間



補助は1時間あたり上限2,500円まで！
22時～7時は上限3,500円
「保育料」の部分が補助の対象です！



0歳から小学校就学前までのお子さまが対象です
(障害児は、小学校6年生までが対象になります。)



シッターは都の認定を受けた30社以上の中から選んでいただけます
←利用できるシッター会社はこちらから

お問い合わせ 株式会社セゾンパーソナルプラス
0120-984-082(フリーダイヤル)
月曜～金曜(祝日除く) 8:30～17:00まで

書類の提出先 〒170-0013
東京都豊島区東池袋 1-33-8
NBF 池袋タワー5 階
中野区ベビーシッター利用支援事業
(一時預かり利用支援) 担当

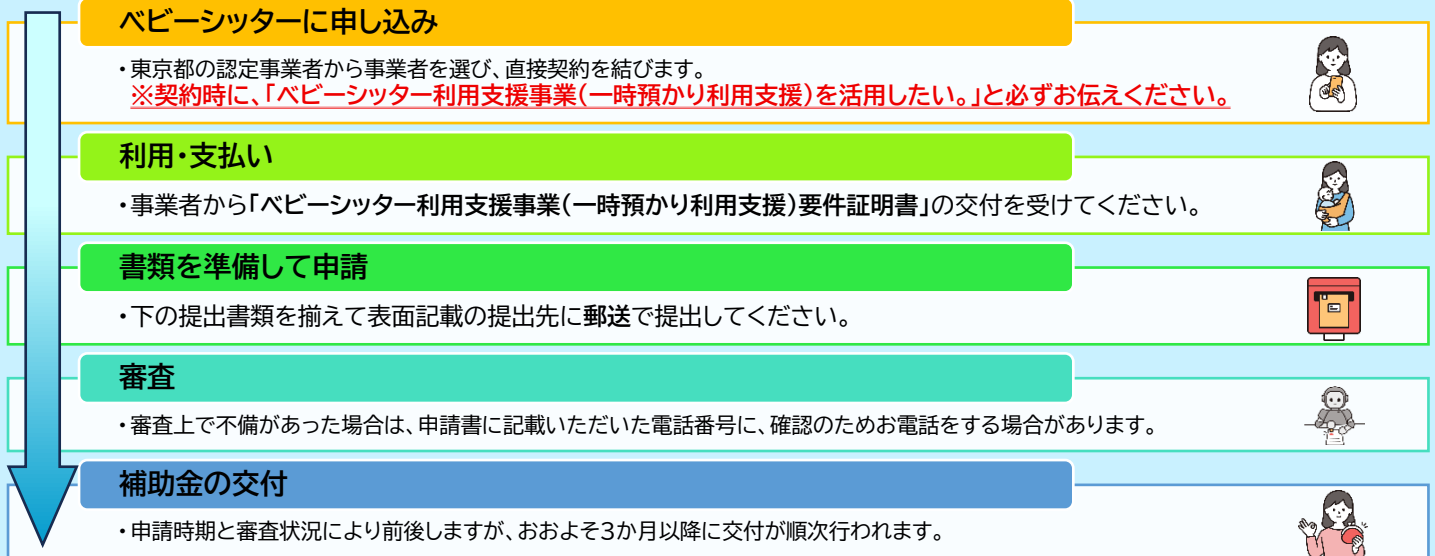


ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内

利用・申請の注意点

対象の期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 までの利用分
対象者	中野区在住の0歳～小学校就学前の児童 (障害児の場合は小学校6年生まで)
補助の対象となる利用料	事業者から請求される料金のうち、保育サービス提供対価(税込) ※入会金・会費・交通費・キャンセル料・保険料などは 対象外 となります。 ※クーポンや福利厚生等の割引券等は併用できますが、割引された金額は補助の対象外です。 なお、割引された金額は原則として保育料から差し引きます。
補助金額	日中：上限2,500円/1時間 夜間：上限3,500円/1時間(22時～翌7時)
申請時間	児童1人につき、年間 144 時間まで(多胎児、障害児、ひとり親世帯は1人当たり 288 時間) 申請は1回の申請につき、1時間単位です。分単位は切り捨てとなります。
保育基準	児童1人につき、ベビーシッター1人の保育であること ※例外として、共同保育場合のみ補助対象となります。 ※共同保育の場合、保護者は常に保育に関わっている必要があります。
利用上の注意	子ども家庭庁のHPで『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』 をお読み頂き、ご了解のうえ、ご契約ください。 
申請スケジュール	詳しくは、右の2次元コードから、区ホームページをご覧ください。 申請は月ごとに受け付けております。 令和8年度の最終の申請期限は令和9年4月9日(金曜)必着です。 その年度の最終期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも受付できませんのでご注意ください。 

利用の流れ



提出書類		チェック
1	補助金交付申請書 兼 請求書(注:申請者は領収書の宛名と同一)	☐
2	利用内訳表	☐
3	受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)	☐
4	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)要件証明書	☐
5	利用料の示された 領収書 (請求書のみでは領収書としてみなされません。)	☐
6	ベビーシッター事業者が発行した利用明細書 ※領収書で利用児童名、利用日時、利用料の内訳が記載されている場合は不要です。	(☐)
(7)	対象世帯確認書類(通所受給者証や戸籍謄本の写し等を専用の台紙に貼ってください。) ★対象者(障害者・ひとり親世帯)のみ	(☐)